移動等円滑化取組報告書(鉄道車両)

(2022年度)

住 所 〒110-8614 東京都台東区東上野3-19-6 事業者名 東京地下鉄株式会社 代表者名 代表取締役社長 山村 明義

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

- I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況
 - (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
 - ① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄 道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
口压队门十四	・新型車両導入(丸ノ内線6編成、有楽町線・副都心線3編成、半蔵門線7編成) ※丸ノ内線、有楽町線・副都心線及び半蔵門線の新型車両については、車両とホームの段差低減、フリースペース近傍ドアのドアレールに切り欠き施工を行っている。	・新型車両導入(有楽町 線・副都心線14編成、半蔵 門線4編成)

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で 定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
新型車両搬入	車両とホームの段差低減、フリースペース近傍ドアのドアレールに切り欠き施工を実施した新型車両を、丸ノ内線に6編成、有楽町線・副都心線に3編成、半蔵門線に7編成導入	車両とホームの段差低減、フリースペース近傍ドアのドアレールに切り欠き施工を実施した新型車両を、有楽町線・副都心線14編成、半蔵門線4編成第入

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
該当なし		

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
該当なし		

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
該当なし		

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
該当なし	車内ステッカー等で周知 ※新規での取り組みはございません。	

(2)	移動等円滑化の促進を達成するために (1) と併せて講ずべき措置の実施状況
(3)	報告書の公表方法
(4)	その他

(2022年度)

(2022年度) 追加顯音模式2022年度)

平成15年4月16日付 国鉄業第7号、国鉄技第18号 に係る報告様式

						(2023	(年3月31日現在)
鉄道の種類	事業の用に供し でいる編成数 (間)	公共交通移動等 円滑化基準省令 に 適合した編成数 (間)	車椅子スペース の数が公共交通 移動等円滑化基 準省令の規定を 満たしている編成 数	便所のある編成 数	便所のある編成 の うち車いす対応 型 便所のある編成 数	案内装置のある 編成数	車両間転落防止 設備のある編成 数
普通鉄道(その他)	339 成 2.722 (南	336 成 2.706 (間	337 編成	0 編成	0 編成	336 編成	339 編成
	成(国	成(国	編成	編成	編成	編成	編成
	成(南	成 (面	編成	編成	編成	編成	編成
	成(南	成(面	編成	編成	編成	編成	編成
	成(西	成(西	編成	編成	編成	編成	編成
	成(南	成(面	編成	編成	編成	編成	編成
	成(国	成(面	編成	編成	編成	編成	編月
	成(南	成(面	編成	編成	編成	編成	編成
	成(南	成(面	編成	編成	編成	編成	編成
	成(南	成(面	編成	編成	編成	編成	編成
	成(国	成(西	編成	編成	編成	編成	編成
	成(国	成(四	編成	編成	編成	編成	編成
	成(国	成(面	編成	編成	編成	編成	編月
	成(南	成 (国	編成	編成	編成	編成	編成
	成(国	成(国	編成	編成	編成	編成	編成
	成(国	成(国	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	339 成	336 成 2706 (国	337 編成	0 編成	0 編成	336 編成	339 編成

F3月31日現住)	(2020-			
案内装置のある 編成数 (令和2年4月族	車椅子スペースの数 が改正前の公共交 通移動等円滑化基 進省令の規定を満た	車椅子スペースの数 が改正前の公共交 通移動等円滑化基 進省令の規定を満た	改正前の公共交通 移動等円滑化基準 省令に 適合した編成数	改正前の公共交通移 助等円滑化基準省令 に 適合した編成数
行前の基準へ の適合状況)	している編成数(令 和2年4月施行前の 基準への適合状況)	している編成数(令 和3年7月施行前の 基準への適合状況)	(両)(令和2年4月施 行前の基準への適 合状況)	両)(令和3年7月施行 前の基準への適合状 況)
336 編成	337 編成	編成	336 編成 2,706 (酉)	編成(周)
編成	編成	纒成	編成(酉)	編成 (周)
編成	編成	編成	編成(面)	編成(国)
編成	編成	編成	編成(酉)	編成(面)
編成	編成	編成	編成(四)	編成
編成	編成	編成	編成(面)	編成
編成	編成	編成	編成(酉)	編成 (国)
編成	編成	編成	編成(酉)	編成
編成	編成	編成	編成(酉)	編成
編成	編成	編成	編成	編成
編成	編成	編成	編成 (国)	編成(国)
編成	編成	編成	編成 (国)	編成 (国)
編成	編成	編成	編成(酉)	編成 (面)
編成	編成	編成	編成(国)	編成 (菌)
編成	編成	編成	編成 (酉)	編成 (国)
編成	編成	編成	編成 (酉)	編成 (国)
336 編成	337 編成	0 編成	336 編成 2706 (酉)	0 編成

(2023年3月31日現在)	23年3月31日現在)	(2023年3月31日現在)									
第32条第8項以 外、移動等円滑化 基準に適合するも の の 変数	うち、自動的に知ら せるための設備の ある編成数(予告)	うち、自動的に知ら せるための設備の ある編成数(連続)	乗降口の戸の開閉する 側を音声により知らせる 設備のある編成数								
0 編成 316 編成	338 編成	0 編成	338 編成								
編成 (周) 編5	編成	編成	編成								
編成 編成	編成	編成	編成								
編成 編成	編成	編成	編成								
編成 編成	編成	編成	編成								
編成 編成	編成	編成	編成								
編成 編成	編成	編成	編成								
編成 編成	編成	編成	編成								
編成 (周) 編5	編成	編成	編成								
編成 編成	編成	編成	編成								
編成 編成	編成	編成	編成								
編成 編成	編成	編成	編成								
編成 編成	編成	編成	編成								
編成 編成	編成	編成	編成								
編成 (周) 編5	編成	編成	編成								
編成 (周) 編月	編成	編成	編成								
0 編成 316 編成	338 編成	0 編成	338 編成								

												事業	雪名	更充分	下鉄株	式会社
(2023年	3月31E	現在)										202	6年3月	31日	(込み)
車椅子スペースの数 が改正後の公共交通 移動等円滑化基準 令に適合している編成 数(令和5年4月施行の 基準への適合状況)	地下製	(短距離 (において 以上の車 を設置し 減数(調	て、1車 椅子ス ている	移動等省令に	等円滑 適合し 数	た編成 ¥4月施 の適合	移動等 省令に (間)(年 行の基	の公共3 円滑化割 適合した 数 6和5年4 状況)	b準 編成 月施	車椅子スペース(が改正前の公計 通移動等円滑付 準名の規定を している編成数 和2年4月施行の 準への適合状;	交基が令基	車椅子スペースの が改正後の公共 通移動等円滑化 準省令の規定を している編成数(和5年4月施行の 準への適合状況	交基計令基	案内装	を置のある 数 (間)	る編成
編成(周)		1282	編成(開)	334	2684	編成 (開)			成(国)	334	編成	6	編成	334	2684	編成(周)
編成(周)			編成(周)			編成 (周)			成両)		編成	6	編成			編成(周)
編成(周)			編成(周)			編成 (周)			成両)	1	編成	6	真成			編成(周)
編成(周)			編成(周)			編成 (周)			成両)	1	編成	6	真成			編成(周)
編成(間)			編成			編成 (周)			成 面)	1	編成	6	高成			編成
編成(面)			編成(開)			編成(開)			(成 画)	1	編成	6	編成			編成
編成(周)			編成(開)			編成(開)			成(国)	1	編成	6	編成			編成(周)
編成			編成			編成 (田)			成面)		編成	6	高成			題の
編成 (南)			編成(開)			編成(開)			成(国)	1	編成	6	幕成			編成
編成(南)			編成(開)			編成(開)			成(国)	1	編成	6	編成			編成
編成(南)			編成(開)			編成(開)			成(国)	1	編成	6	編成			編成
編成(南)			編成(開)			編成(開)			成(国)	1	編成	6	編成			編成(周)
編成(周)			編成(開)			編成(開)			成(国)	1	編成	6	編成			編成(周)
編成(周)			編成(開)			編成(開)			成(国)	1	編成	6	編成			編成(周)
編成(間)			編成(周)			編成(周)			成両)	1	編成	6	幕成			編成 (周)
編成(間)			編成(周)			編成(周)			職成 両)	1	編成	6	幕成			編成 (周)
0 編成		1282	編成(開)	334	2684	編成 (周)	0	0 (成(国)	334	編成	0 8	編成	334	2 684	編成(周)

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関す	る事	項
(1)過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	0	
(2)過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。		